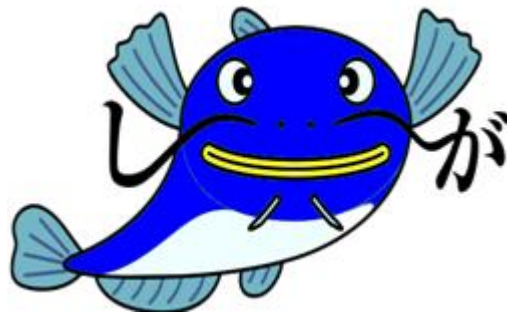


公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(講 師 料 支 払 規 程)



平成 25 年 4 月 1 日施行
令和 2 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 11 月 1 日改訂
令和 7 年 4 月 1 日改訂

講 師 料 支 払 規 程

平成 25 年 4 月 1 日施行

令和 2 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 11 月 1 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下当法人）が主催する研修事業、セミナー事業等において、講演・講義を行う講師（以下 講師）に対する講師料について基本的な基準を定めることを目的とする。

(講師の分類)

第2条 この規程において、「講師」を次のとおり分類定義する。

- (1) 内部講師：当法人会員の講師および滋賀県下で臨床検査技師の免許を有している者。
- (2) 外部講師：前号以外の場合で、外部に依頼する講師。

(外部講師の区分)

第3条 講師として当法人が招聘する外部講師は、別表 1 の基準により区分する。

2. 別表 1 の基準によりがたい場合は、当法人会長および副会長の判断に基づき決定するものとする。

(外部講師・講師料の支給額)

第4条 講師として当法人が招聘した外部講師の講師料は、前条に規定する区分によって別表 2 のとおり支給するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、当法人会長および副会長の判断に基づき決定するものとする。

(内部講師・講師料の支給額)

第5条 内部講師の講師料は、講義時間に基づき算定する。講義時間および支払額(源泉徴収後の手取り額)上限は、下記の通りとする。

- ・ 30 分未満：5,000 円
- ・ 30 分以上：7,000 円

2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、当法人会長および副会長の判断に基づき決定するものとする。

(講師料の算定)

第6条 この規程で規定する講師料は、あらかじめ講師に依頼し合意したプログラムにおける指導・講義 1 回に対して算定するものとする。

(講師料の支払方法)

第7条 講師料の支払については、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、講師が法人として講師料を受領する場合は、源泉徴収は行わない。
3. 精算方法は、現金による支払または口座振込みのいずれかとする。
4. マイナンバーについては、当法人の特定個人情報取扱規程に準じて扱うものとする。

(講師の旅費)

第8条 講師の旅費は、当法人の旅費規程により支給するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、当法人会長および副会長の判断に基づき決定するものとする。

(学会・総会における講師料等の扱い)

第9条 学会・総会においては、内部講師には講師料および旅費を支給しない。

2. 学会・総会に招聘する外部講師の講師料および旅費については、当法人会長および副会長の判断に委ねられるものとする。ただし、当法人会長および副会長はこの規程をガイドラインとして用いなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、当法人会長および副会長の判断に基づき決定するものとする。

(法人との講師派遣における講師料等の扱い)

第10条 当法人が講師派遣の契約を法人と締結する場合（当法人が法人に講師を派遣する場合、および当法人が法人から講師の派遣を受ける場合の双方を含む。）において、講師の区分、講師料の支給額その他の事項については、本規程の定めに準ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、当法人会長および副会長の判断に基づき決定するものとする。

(講師料等を支給しない場合)

第11条 講師料・旅費が当法人以外の者から支払われる場合は、当法人はそれらを支給しない。

2. 座長へは講師料及び旅費を支給しない。
3. 講義の内容が講師の所属機関・関連機関の業務・宣伝にあたる場合は、講師料・旅費を支給しない。

(理事会への報告)

第12条 講師の区分、講師料の支給額その他の事項について、本規程の定めによりがたいものとして当法人会長および副会長の判断に基づき決定した場合は、当法人会長および副会長は、事後、その内容につき理事会に報告しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるほか、この規程を実施するにつき必要な細則事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第14条 この規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

附 則

1. この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は理事会の承認を受け令和 2 年 4 月 1 日一部改定する。
3. この規程は理事会の承認を受け令和 2 年 11 月 1 日一部改訂する。
4. この規程は理事会の承認を受け令和 7 年 3 月 5 日一部改訂する。

別表 1：外部講師の区分

区分	該当者
(1) 特別基準	社会的な著名人
(2)-1 医師	教授、病院長など
(2)-2 医師	(2)-1 以外の医師
(3) 医師、臨床検査技師以外	看護師、薬剤師などで当法人会 員以外の医療従事者
(4) 県外の臨床検査技師	日臨技会員、非会員

別表 2：外部講師・講師料の支給額(源泉徴収後の手取額)

区分	支給額
(1) 特別基準	講師の知名度、社会的な慣行等 を考慮し、担当理事が会長お よび副会長に諮り決定した額
(2)-1 医師	50,000 円
(2)-2 医師	30,000 円
(3) 医師、臨床検査技師以外	10,000 円
(4) 県外の臨床検査技師	10,000 円